

## 議員の議員報酬の額及び区長等の給料の額の改定について

### 1. 特別区人事委員会の勧告

#### (1) 月例給

公民較差3.80%を解消するため、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額を引上げ

#### (2) 特別給（期末手当・勤勉手当）

年間の支給月数を0.05月引上げ

### 2. 特別職議員報酬及び給料審議会の答申

議員の議員報酬の額並びに区長及び副区長並びに教育長の給料の額について、「特別職議員報酬及び給料審議会」に諮問したところ、以下の答申を得た。

#### <答申概要>

月額：3.4%引上げ

期末手当：0.05月引上げ

#### 【理由】

物価の高騰が依然として区民生活や事業活動に影響を及ぼすなか、企業による従業員の生活水準の維持・向上や人材確保の観点から、賃金の引上げの流れが続いている。

本区では、子育て支援や高齢者・障害者へのサービスの充実、災害対策の強化など、区民ニーズの多様化とともに、様々な行政需要が増大している。区民生活に必要な施策を迅速かつ的確に推し進めていくためにも、議員及び特別職については、より一層高度な専門知識や判断力が求められるとともに、これまで以上にその職責は増している。

議員報酬及び特別職の給料については、こうした区を取り巻く社会情勢や、本年の特別区人事委員会勧告並びに国や東京都の給与勧告で示された、職務・職責をより重視した給与制度の整備等の状況を十分に考慮し、月額は3.4%引上げ、期末手当は0.05月引上げることが妥当であるとの結論に至った。

### 3. 改定内容

特別職議員報酬及び給料審議会の答申を踏まえ、議員の議員報酬並びに区長及び副区長並びに教育長の給料月額を3.4%引上げる。適用日については、職員との均衡を図るため、令和7年4月1日とする。

期末手当については、年間支給月数を4.1月から4.15月へ0.05月引上げる。

### 4. 期末手当の支給月数

	6月	12月	年間	施行日
現 行	2.05月	2.05月	4.1月	
第1条による改正	2.05月	2.10月	4.15月	公布の日
第2条による改正	2.075月	2.075月	4.15月	令和8年4月1日

### 5. 改正する条例

東京都台東区長等の給料等に関する条例

東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例

東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

第96号議案 東京都台東区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条の規定による改正

改 正 案	現 行
<p>(期末手当の支給方法等)</p> <p>第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の205、<u>12月に支給する場合においては100分の210</u>を乗じて得た額とし、その支給条件、支給方法その他支給に関しては、東京都台東区職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>別表第1 区長 月額 <u>1,190,000円</u> 副区長 月額 <u>956,000円</u></p>	<p>(期末手当の支給方法等)</p> <p>第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、6月<u>及び12月</u>に支給する場合においては100分の205を乗じて得た額とし、その支給条件、支給方法その他支給に関しては、東京都台東区職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>別表第1 区長 月額 <u>1,151,000円</u> 副区長 月額 <u>925,000円</u></p>

第2条の規定による改正

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当の支給方法等)</p> <p>第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、6月<u>及び12月</u>に支給する場合においては<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額とし、その支給条件、支給方法その他支給に関しては、東京都台東区職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(期末手当の支給方法等)</p> <p>第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の205、12月に支給する場合においては100分の210</u>を乗じて得た額とし、その支給条件、支給方法その他支給に関しては、東京都台東区職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

付 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
  - 第1条の規定（第6条の改正規定を除く。）による改正後の東京都台東区長等の給料等に関する条例の規定 令和7年4月1日
  - 第1条の規定（第6条の改正規定に限る。）による改正後の東京都台東区長等の給料等に関する条例の規定 令和7年12月1日
- (給与の内払)
 

3 第1条の規定による改正後の東京都台東区長等の給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の東京都台東区長等の給料等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

第97号議案 東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

第1条の規定による改正

改 正 案	現 行
<p>(給 料)</p> <p>第2条 教育長の給料月額は、<u>82万円</u>とする。</p>	<p>(給 料)</p> <p>第2条 教育長の給料月額は、<u>79万3,000円</u>とする。</p>
<p>(期末手当の支給方法等)</p> <p>第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の205、<u>12月に支給する場合においては100分の210</u>を乗じて得た額とし、その支給条件、支給方法その他支給に関しては、東京都台東区職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(期末手当の支給方法等)</p> <p>第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、6月<u>及び12月</u>に支給する場合においては100分の205を乗じて得た額とし、その支給条件、支給方法その他支給に関しては、東京都台東区職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

第2条の規定による改正

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当の支給方法等)</p> <p>第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、6月<u>及び12月</u>に支給する場合においては<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額とし、その支給条件、支給方法その他支給に関しては、東京都台東区職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(期末手当の支給方法等)</p> <p>第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の205、12月に支給する場合においては100分の210</u>を乗じて得た額とし、その支給条件、支給方法その他支給に関しては、東京都台東区職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

付 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
  - 第1条の規定（第6条の改正規定を除く。）による改正後の東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の規定 令和7年4月1日
  - 第1条の規定（第6条の改正規定に限る。）による改正後の東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の規定 令和7年12月1日
- 第1条の規定による改正後の東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

第100号議案 東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

第1条の規定による改正

改 正 案	現 行
(期末手当) 第8条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において同項に規定する議員に支給すべき第2条の議員の議員報酬の月額及びその議員の議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に <u>6月に支給する場合においては100分の205、12月に支給する場合においては100分の210</u> （以下これらの率を「支給基準率」という。）を乗じて得た額（以下「支給基準額」という。）に、 <u>同項</u> の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間が6月の場合には100分の100を乗じて得た額とし、 <u>同項</u> の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間が6月未満の場合には支給基準額をその者の在職月数に応じ、月割によって計算した額とする。 3～6 (略)	(期末手当) 第8条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において同項に規定する議員に支給すべき第2条の議員の議員報酬の月額及びその議員の議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に <u>100分の205</u> （以下「支給基準率」という。）を乗じて得た額（以下「支給基準額」という。）に、 <u>前項</u> の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間が6月の場合には100分の100を乗じて得た額とし、 <u>前項</u> の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間が6月未満の場合には支給基準額をその者の在職月数に応じ、月割によって計算した額とする。 3～6 (略)
別表 議長 月額 <u>962,000円</u> 副議長 月額 <u>825,000円</u> 委員長 月額 <u>685,000円</u> 副委員長 月額 <u>656,000円</u> 議員 月額 <u>632,000円</u>	別表 議長 月額 <u>930,000円</u> 副議長 月額 <u>798,000円</u> 委員長 月額 <u>662,000円</u> 副委員長 月額 <u>634,000円</u> 議員 月額 <u>611,000円</u>

## 第2条の規定による改正

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において同項に規定する議員に支給すべき第2条の議員の議員報酬の月額及びその議員の議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の207.</u>  <u>5(以下「支給基準率」という。)</u>を乗じて得た額(以下「支給基準額」という。)に、同項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間が6月の場合には100分の100を乗じて得た額とし、同項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間が6月未満の場合には支給基準額をその者の在職月数に応じ、月割によって計算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において同項に規定する議員に支給すべき第2条の議員の議員報酬の月額及びその議員の議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>6月に支給する場合においては100分の205、12月に支給する場合においては100分の210(以下これらの率を「支給基準率」という。)</u>を乗じて得た額(以下「支給基準額」という。)に、同項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間が6月の場合には100分の100を乗じて得た額とし、同項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間が6月未満の場合には支給基準額をその者の在職月数に応じ、月割によって計算した額とする。</p>
3～6 (略)	3～6 (略)

## 付 則

### (施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
  - 第1条の規定(第8条第2項の改正規定を除く。)による改正後の東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定 令和7年4月1日
  - 第1条の規定(第8条第2項の改正規定に限る。)による改正後の東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定 令和7年12月1日
- (議員報酬の内払)
  - 第1条の規定による改正後の東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された議員報酬は、改正後の条例の規定による議員報酬の内払とみなす。